

令和7年10月15日

公 告

陸上自衛隊
徳島駐屯地業務隊長 土橋 晃輔

陸上自衛隊徳島駐屯地における令和8年度駐屯地創立記念行事売店の設置・経営に関する業者（個人）または団体等の募集について

徳島県阿南市那賀川町小延413-1に所在する陸上自衛隊徳島駐屯地において、令和8年度駐屯地創立記念行事における売店の設置及び経営を行う業者（個人）又は団体等について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること（以前説明会に参加した業者は、書類のみで可能）。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置場所

屋外（1区画6m×5m以内 50cm単位で縮小可）10区画程度

※応募業者数により増設する場合があります。

4 公告期間

令和7年10月20日（月）から令和7年11月2日（日）まで

5 募集要領の配布

(1) 期間

令和7年10月20日（月）午後1時から令和7年11月2日（日）午後3時まで（土日、祝日を除く。）

(2) 場所

779-1116

徳島県阿南市那賀川町小延413-1

陸上自衛隊徳島駐屯地業務隊厚生科（担当 鳥潟）

電話 0884-42-0991 内線370

6 業者説明会

(1) 日時

令和7年11月6日（木）午前11時から

(2) 場所

陸上自衛隊徳島駐屯地

(3) 注意事項

ア 新規出店希望業者で本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

（以前説明会に参加した業者は、11月4日（火）午後3時までに、本公募に参加する旨をご連絡ください。（説明会への参加は免除）

イ 本説明会に参加を希望される業者の方は駐屯地への入門手続きを行うため、11月4日（火）午後3時までに、会社名、出席者氏名、連絡先（電話番号）、車で来隊される方は車種・車番を、徳島駐屯地業務隊厚生科までご連絡下さい。（電話連絡可能）

ウ 会場準備の都合上、参加者は1業者2名以内でお願い致します。

エ 連絡先

陸上自衛隊徳島駐屯地内 庁舎2階 業務隊厚生科厚生班（担当 鳥潟）

電話 0884-42-0991 内線370

7 選考結果

決定した業者にのみ、令和7年11月28日（金）以降に直接通知致します。

8 その他

細部の内容は、募集要領によります。